

今後の利用者負担の見直しの進め方について

1 見直しスケジュール

区分	平成21年度	平成22年度	23年度
22年4月 実施分		● 実施	
23年4月 実施分		○ 公表 (4月) 	● 実施

見直しの対象サービス及び実施時期は、H20.11.4部長会議で決定した「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」によること。

改定案の作成に当たっては、最新決算によるコスト計算結果を踏まえ、低所得者への配慮その他の政策判断の要否を含めて検討すること。

改定案の公表は、部長会議等の決定を経て、所管部局が実施する。なお、条例案の議会上程までの間に十分な時間を確保すること。（12月議会上程の場合は遅くとも9月までに、3月議会上程の場合は遅くとも12月までに公表すること。）

22年4月実施分に係る個別の見直しスケジュールについては、後日、行革局が集約するので、各部局で調整すること。必要に応じて行革局で市議会へ一括説明します。

2 利用者等への説明

利用者等への説明は、広報紙、ホームページ、チラシ、説明会など様々な方法が考えられるが、それぞれのサービスの特性や実情に応じて、実施時期を含めて、各所管課がよりよい手法を決定し、十分な説明を実施すること。なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。

項 目	留 意 点
利用者の実態把握	アンケートなどによって利用者の属性や利用頻度などを把握し、家計に与える影響その他料金を軽減すべき理由があるか否かを判断すること。 指定管理施設については、モニタリングの一環として、指定管理者と協力してアンケートなどの実施方法を検討すること。
審議会等からの意見聴取	審議会等の諮問機関を設置している場合は、意見を聴取すること。
利用者からの意見聴取	利用者への説明の際、口頭で又はアンケートなどで意見を述べる機会を設けること。料金改定に単に反対という意見で終わるのではなく、料金値上げを回避するための代替案(コスト削減や稼働率向上など)を聴取すること。提案については、実施の可否を検討し、結果を周知すること。 利用者からの意見・提案が、市全体としての行政改革を求めるものなど当該サービスに直接関連しない場合であっても、関係部局と協議し、十分な説明を行うこと。
説明等の実施時期	利用者及び市議会会派等への説明は、改定案が確定してからではなく、検討の早い段階から随時実施すること。議会での議決後、条例等の施行までの周知期間を十分に確保できるよう、適切な上程時期を検討すること。